

地周第10758号

21.9.15

各地方防衛局長
東海防衛支局長 殿

地方協力局長

補助事業等に係る土木工事、建築工事及び通
信工事の工事費積算基準について（通知）

標記について、補助金等関係工事費積算要領について（施本第1434号（CFM）。平成19年8月30日）の別紙の第6の規定に基づき、別紙のとおり定め、平成21年10月1日以降に交付決定する補助金等について適用することとしたので通知する。

なお、補助事業等に係る土木工事、建築工事及び通信工事の工事費積算基準等について（施本施第463号（CFM）。平成19年8月30日）は廃止する。

また、この通知の日から平成21年9月30日までの間に交付決定する補助金等については、なお従前の例による。

添付書類：別紙

補助事業等に係る土木工事、建築工事及び通信工事の工事費積算基準

第1 土木工事の本工事費及び附帯工事費に係る工事価格の積算は、国土交通省土木工事積算基準、農林水産省土地改良工事標準積算基準又は都道府県その他公共機関で定めている積算基準により算定するものとする。

第2 建築工事及び通信工事の本工事費及び附帯工事費に係る工事価格の積算は、公共建築工事積算基準又は都道府県その他公共機関で定めている積算基準により算定するものとする。

ただし、通信工事に係る通常の建築本体工事に含まれない工事の積算は「国土交通省土木工事積算基準」によるものとする。

第3 この基準によることが著しく不適當又は困難であると認められる工事については、地方協力局長と協議するものとする。